

行政不服審査裁決書

審査請求人 ○ ○ ○ ○

上記審査請求人（以下「請求人」という。）から、令和 6 年 1 1 月 2 0 日付けで提起のあった個人情報開示決定通知書部分開示処分（令和 6 年 1 0 月 2 8 日付けお保第 1 4 5 9 号）に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、おいらせ町情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の答申（令和 7 年 2 月 1 2 日付け令和 6 年度答申第 4 号。以下「答申書」という。）を受けて、次のとおり裁決します。

第 1 主文

本件審査請求を棄却する。

第 2 事案の概要

- (1) 請求人は、令和 6 年 1 0 月 1 日付けで、おいらせ町長に対し、「保健こども課保健師と○○○○との情報交換に関する文書」（以下「本件対象文書」という。）の個人情報開示請求を行った。
- (2) 処分庁は、本件対象文書のうち、一部情報について個人情報の保護に関する法律第 7 8 条第 1 項第 1 号に規定する「開示することで請求者の生命、健康、生活を害するおそれがある事項」に該当する不開示情報とし、令和 6 年 1 0 月 2 8 日付けお保第 1 4 5 9 号により部分開示決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。
- (3) 請求人は、本件処分を不服とし、令和 6 年 1 1 月 2 0 日付けで、審査庁であるおいらせ町長に対し、本件審査請求を行った。

### 第3 審理関係人の主張の要旨

本件審査請求については、審査会に諮問しており、答申書における「2 審査関係人の主張の要旨」のとおりである。答申書における審査関係人の主張の要旨に補足すべき事項はない。

### 第4 理由

#### (1) 個人情報の保護に関する法律第78条第1項第1号への該当性について

本件対象文書は、審査請求人に係る町保健師と〇〇〇〇とのやり取りの記録であり、このうち個人情報の保護に関する法律第78条第1項第1号に規定する不開示情報に該当するとした部分は、「〇〇〇〇の応対者名等の情報」「〇〇〇〇から聴取した内容」「町保健師の所感」としている。

国「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイドライン（行政機関等向け）」では、同法第78条第1項第1号の取り扱いの例として「患者の精神状態、病状の進行状態等から、開示することで病状等の悪化をもたらすことが予見される場合における患者の病状に関する情報」を挙げており、また、〇〇〇〇から聴取した内容と町保健師の所感に関しては、審査請求人の認識とは異なる内容が記載されている可能性があり、当該部分を開示することで医療機関や町保健師との関係性に影響が及び、今後の治療や相談支援に支障が生じることも否定できないことから、本件不開示部分については、同法第78条第1項第1号に該当すると認められる。

#### (2) 結論

以上のとおり、本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法第45条第2項の規定により、主文のとおり裁決する。

### 第5 付言

答申書には、付言として、本件対象文書となった町保健師の記録の取り扱いについて言及している。

平成12年3月31日厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知「保健所及び市町村における精神保健福祉業務について」に基づき、ケース記録の整備及び秘密の保持として、対象者ごとの相談等記録を整理保管し、継続的に支援を行

うために活用すること、対象書のプライバシーの保護に配慮すること及び相談に際しては関係機関との連携に留意することとされており、まさしく保健師記録は、当該通知に基づき関係機関と連携しながら継続的な相談支援を行うために作成しているもので、関係機関との連携に支障が生じたり、記録を作成する町保健師が具体的かつ詳細に記録することに躊躇することがないよう配慮が求められるといえる。

令和7年2月13日

審査庁 おいらせ町長 成 田 隆

(教示)

1 この裁決に不服のある場合は、この通知を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、おいらせ町を被告として（訴訟においておいらせ町を代表する者は、おいらせ町長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

なお、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。